# ドイツ基本法第3条第3項第2文について - 特別支援学校指定をめぐる問題 -

手 塚 和 男

Über Art. 3 Abs. 3 Satz 2 GG

- Problem der Zuweisung an der Förderschule -

#### Kazuo Tezuka

## はじめに

2006年12月13日に国連総会で採択され、2008年5月3日に発効した障がい者権利条約は、21世紀に入って初めて成立した国際人権条約である。第2次大戦後、1948年に採択された世界人権宣言を出発点として、国連において多くの人権条約が採択された。世界人権宣言60周年の2008年に障がい者権利条約が発効したことは、歴史的にも大きな意義をもつものである。日本も障がい者権利条約の署名はすでに2007年9月28日にしているが、まだ批准されるには至っておらず、国内法を調整するための検討作業が続いている段階である。。

ところで、ドイツ基本法第 3 条第 3 項第 2 文は、1994 年 10 月 27 日、ドイツ再統一後の第 42 回憲法 改正法律において挿入された条文である。すなわち、「何人も、その障がいを理由として不利益を受けてはならない。(Niemand darf wegen seiner Behinderung benachteiligt werden.)」という規定である。本稿では、この規定の制定過程について触れることにする。その際、各州の憲法の動きがあり、基本法 と同様の規定を設けている州が見られることにも言及することにする(I)。また、制定後、連邦憲法裁 判所においてこの条文が初めて問題とされた事例が、障がいのある生徒を特別支援学校に行くよう命じた措置に対する憲法異議事件であり、この事件についても検討することにする(II)。この事件のあったニーダーザクセン州の学校法の問題として、統合教育ないしはインクルーシブ教育についても述べることにする(III)。

# I. 基本法第3条第3項第2文の制定について

# I. 1 制定前

基本法第3条第3項第1文は、「何人も、その性別、生まれ、人種、言語、故郷及び家柄、その信仰、宗教上または政治上の見解を理由として、不利益を受け、又は優遇されてはならない。」と規定する。ここでは、差別禁止の事由の中で、既にこれまでの憲法典の中で取り上げられていたものもあるが、それ以外のものは、それぞれ克服された差別方法からの離反の表現として付け加わえられたものである。後者の中には、ナチスの人種ファナティズムに対する嫌悪に由来するものもある。この差別事由のカタログは、決して時代に制約されない効力をもつことなく、歴史的に体験した弊害から個々の点に関してそれぞれに生じ、構造的には、拡大することができ、場合によっては拡大を必要としているのである。また、ザックスによれば、1949年以来基本法の妥当する連邦共和国が国家ではなかったという。と

いうのは、その法秩序が障がいの存在による人間の範疇的分類によって規定されていたからで、それは、 以前は宗教と身分によって、一時的には「人種」によって、さらに 1949 年後かなりの時間(基本法第 117 条第 1 項にもかかわらず、1953 年以後も)性別によって規定されていたのと同様であった。むしろ、 弱者の保護への志向のある社会国家においては、最初から、既存の試みに関しても、社会給付制度の範 囲内で、特別の方法により、障がいのある人をその特別の生活状況のなかで手助けする努力があった。も

今回行われた憲法改正の契機は、障がい者に対する不利益規制ではなくて、むしろ障がい者政策の一般的な不満、さらには社会における障がい者の待遇によっている。両領域の交点にあるのは、障がい者によって乱された休暇旅行の不備についての判決であり、それは1980年に大センセーションを引き起こし、基本法第3条第3項に関しても立法者の活動を提案することに導いたのである。

まず、1982 年のドイツ連邦議会で決定がなされ、その決定によって障がい者の状況およびリハビリテーションの発展についての連邦政府の報告書を手にすることができた。この政府報告書は、障がい者の法的・実際の状況とさまざまな生活領域における障がい者の発展を説明し、それ以来3度の報告があった。障がい者の願いを憲法レベルでよりよく際立たせるという差し迫った取り組みに対する外部からの初期要因として、利害関係者のグループによって取り上げられ、独自のキャンペーンのきっかけとなった、1990 年7月のアメリカにおける反差別立法が挙げられる。

その前にドイツではドイツ民主共和国(DDR)のドイツ社会主義統一党(SED)が崩壊したが、まだ存続していた国家の新憲法を求める努力がなされた。1990年4月4日に憲法草案が、若干の西ドイツの憲法学者の助言のもとで活動した、ベルリーン・ニーダーシェーンハウゼンの中央円卓会議の「ドイツ民主共和国の新憲法」作業グループにより公表された。この草案では、障がい者について若干の文脈で言及されており、とくに第1条第2項第2文には、「その障がいを理由とする」不利益取扱の禁止が規定されているが、この禁止は、「何人も、すべての人に等しいものとして認める義務がある」という規定の第1文との関連によると、場合によっては、第三者に対しても、従って他の私人に対しても直接に拘束力があるといわれている。

#### I. 2 基本法改正への道

- 1. 円卓会議草案は、ドイツ民主共和国が基本法旧第23条による加入の道をとったのだから、もはや長くは存在しない国家のために作成された。この加入の準備と実施についてドイツ民主共和国と連邦共和国との間で結ばれた統一条約第5条において、条約の両当事者である政府は、ドイツ統一に際して、提起された基本法の改正または補充についての問題、とくに国家目標規定の承認に2年以内に取り組むことを、統一ドイツの立法者団体に委ねた。
- 2. 合同憲法委員会の審議は、勧告の中で述べられた一連のテーマ以外の多くの論点にも及び、とくに 障がい者の権利の問題にも及んだ。合同憲法委員会の報告は、問題として、障がいのある人間の編入 が、そのかなりの数に鑑みて、大きな意義を有していることを確認した。この報告は、障がい者を「多くの社会的・法的分野においてもさらされる、障がいのない人間の差別的反応形態」による不利 益取扱とみている。したがって、「しばしば、適切な教育・労働のチャンスと社会的安全確保」が欠けていた。合同憲法委員会にとって、障がい者のより良い保護の憲法による保障の問題が出された。報告は、明確に、州憲法における保護規定に言及している。

決定的な審議・裁決の基礎は、合同憲法委員会の社会民主党のメンバーの提案であり、その文言は、今日の基本法第3条第3項第2文に一致している。理由付けのために、基本法の一般的平等命令がこれまで障がい者の不平等取扱を避けることができなかったということを指摘した。基本法の改正は、直接には日常生活における差別を何も変えることができないけれども、公衆における明らかな警告と

して住民の意識の変化にとっての重要なきっかけを作ることに適していると考えられた。基本法第3条第3項は、ナチス独裁下で迫害されたその他のグループに明確に言及していたが、同様に扱われた障がい者のグループには言及していなかった。この欠落部分を終わらせることが重要であった。その場合に、提案された文言によって、法律が障がい者のために決して不可能にされないということが確保されねばならなかった。

補充の反対者によって、願いを根拠づけることではなくて、ただこれに関する憲法改正の必要性だけが否定された。障がい者に対する国家の責任は、現代の社会国家の核心であり、基本法第 20 条第 1 項の社会国家原理について、憲法上十分に保護されている。個々のグループのために詳細な具体化は、有意義とみなされなかった。それは、その実現の場合に憲法が重大に害されるであろう、他のグループの相応の要求を引き起こすかもしれない。障がい者の願いに言及することは、叶えられない期待を呼び起こすことができる。単純立法の執行の不全の場合の問題または憲法のレベルで解決できない「通常の人間仲間の付き合いにおける日常的問題」が重要である。

この点に関して、提案は多数を獲得したけれども、賛成票 30、反対票 22 と棄権票 2 で、合同憲法 委員会の推薦のために必要な 3 分の 2 の多数に達しなかった $^8$ 。

3. 基本法第3条第3項第2文は、合同憲法委員会の推薦の実施についての、社会民主党によって分担された党派間の憲法改正草案のなかで、取り上げられなかった。社会民主党会派は、追加の法律案を提起し、それは会派の見解から必要な広範囲の基本法改正をまとめたものであり、基本法第3条第3項第2文を含んでいた。本質的に元のままの理由付けは、以下の観点を示唆している。すなわち、障がい者のグループは、これまで基本法第3条第3項によって保障された人のグループに匹敵し、十分に区分できる。差別禁止と人間の尊厳の保障との間の結び付きは、「障がい」という事由に該当する。

提案された不利益待遇禁止の作用の仕方について、これまでの基本法第3条第3項についての連邦憲法裁判所の判例の中心的な言明を基準にすることの点で、障がいは、第3項で挙げられた他の事由と同様に、法的な差別的取扱への接続点として援用されてはならないということが確認される。このことは、区別が第一義的に他の目標を追求する場合にもあてはまる。区別は、それが、その性質上障がいの場合にだけ発生しうる問題の解決のために、やむをえず必要である場合には、許されるかも知れない。

相対立する議論の後、連邦首相の声明に引き続いて、計画された新規定のために法務委員会において意見の一致が実現した。政府会派の議員は、社会民主党の考えに全面的には賛成しなかったが、そのアピール機能とそれから生じる「警告機能」に基づいて、新規定の価値を認めた。基本法のテキストにおける憲法レベルの関心事としての承認は、社会における障がい者の願いに対する意識を鋭くするだろう。それによれば、提案はその他の点を理由に召集された両院協議会の決定勧告にも取り込まれ、最終的に可決された。。

# Ⅰ.3 他の憲法における障がい者のための規定<sup>10</sup>

#### 1. 加入までの時期

州憲法は、「障がい」のテーマに長い間わずかしか注意を払っていなかった。当時のいわゆる生活様式についての、ヴァイマル憲法の模範(第 161 条「健康と労働能力を維持するため、母性を保護するため、並びに老齢、病弱及び生活の変化のもたらす経済的帰結に備えるために、ライヒは、被保険者の決定的な協力の下に、包括的な保険制度を創設する」)に基づく広範な部分をもつ、特に基本法以前に成立した詳細な憲法においては、ただ限定的に関連した言明があるだけである。基本法成立以前の州憲法には、バイエルン州(1946. 12. 2)、ヘッセン州(1946. 12. 1)、ラインラント・プファルツ州(1947. 5. 18)、ブ

レーメン州(1947. 10. 21)、ザールラント州(1947. 12. 15)、ヴュルテンベルク・バーデン州、バーデン州及びヴュルテンベルク・ホーエンツォレルン州、これらの3州は1952年に合併してバーデン・ヴュルテンベルク州(1953. 11. 11)となるが、これらの憲法があげられる。また、ソヴィエト占領地域のチューリンゲン州、ザクセン・アンハルト州、メクレンブルク州、ブランデンブルク州、ザクセン州の憲法、及び基本法の基本権の継承のために独自の基本権カタログを断念したノルトライン・ヴェストファーレン州、バーデン・ヴュルテンベルク州の憲法をあげることができる。また、シュレースヴィヒ・ホルシュタイン州、ニーダーザクセン州、ハンブルク州の憲法は、独自の基本権、その他の実体的内容も回避しており、組織規定に限定された憲法である。この時代の特殊な規定としては、現在も変更されずに通用している1950年9月1日のベルリーン州憲法第12条第2項「女性、青少年及び身体障がい者は労働関係における特別な保護請求権を有する」が、女性と青少年と並んで、明示的に身体障がい者にも労働関係における特別な保護請求権を認めている。

#### 2. 加入以降の時期

州憲法のレベルでの激しい活動の波は、しかも障がい者に対する当該特別規定なしに、すでに加入前にも起こっていて、その後になって初めて、基本法により組み入れられたとしても、特にいうまでもなく5つの新しい州において必要な独自の憲法制定によって発展した。その場合、円卓会議の手本にならって、いたるところで障がいのある人間の法的地位がテーマとされている。

一般に行われる解決は、場合によっては小さな違いにもかかわらず、一般的かつ包括的な仕方で、し ばしば言葉を飾っただけの言い換えられた障がいに対して、しばしば同時に高齢者〔ザクセン州、メク レンブルク・フォーアポンメルン州では高齢の人(alte Menschen)、ザクセン・アンハルト州では、高齢 者(ältere Menschen)〕と一緒に、援助(Unterstützung)、保護(Schutz)または支援(Förderung)を 約束することに存在し、その場合に、義務は、さまざまな担当機関〔ザクセン州では、共同社会 (Gemeinschaft)、ザクセン・アンハルト州では、州(Land)、メクレンブルク・フォーアポンメルン州で は、州、地方公共団体、県(Land, Gemeinschaft, Kreis)、チューリンゲン州憲法第2条第4項第1文、 第2文によれば、共和国(Freistaat)並びに州(Land)とその地方公共団体(Gebietskörperschaften)、 ブランデンブルク州憲法第 12 条第 4 項では、州、市町村、市町村組合 (Land, Gemeinde, Gemeindeverbände)〕といろいろなバリエーション〔ザクセン州とメクレンブルク・フォーアポンメル ン州では、義務への支持の表明(Bekenntnis zur Verpflichtung)、ザクセン・アンハルト州とチューリ ンゲン州では、約束された行動の直説法的または名詞的な確定〕がある。重要な共通点は、さまざまな 仕方で、障がい者のために達成しようと努められるものの同価値が、一部は消極的・受動的な見方〔た とえばザクセン州、ブランデンブルク州憲法第 12 条第 4 項では、同価値の生活条件(gleichwertige Lebensbedingungen)〕の場合に、一部はより積極的な文言〔ザクセン・アンハルト州とチューリンゲ ン州では共同体生活への同価値の参加〕において、動員される点に存在する。

とりわけ、ブランデンブルク州においては、障がい者の取扱は特別の関連においても特に規律されている。つまり、障がい者は、教育の分野において、チューリンゲン州憲法第20条第3文も同様、才能のある人及び社会的に不利益取扱を受けている人と並んで、特別に支援されなければならない(ブランデンブルク州憲法第29条第3項第3文)し、スポーツの場合には特別の必要を有する「生徒、学生、高齢者」と並んで考慮されなければならない(ブランデンブルク州憲法第35条第3文)。社会保障への権利は、とくに障がいの場合にも重要性がある(ブランデンブルク州憲法第45条第1項第1文)。相談、世話及び介護のための施設は、特に障がいの場合にも国家により支援されなければならない(ブランデンブルク州憲法第45条第3項)。障がいのある人には、「職業教育の訓練生、ひとりで子どもを養育し

ている者、病者及び高齢の労働者」と同様に特別の解雇制限(文脈から明らか:労働関係において)が 当然に帰せられる(ブランデンブルク州憲法第48条第4項)。

ブランデンブルク州においてだけ、ブランデンブルク州憲法第12条第2項によって差別禁止の範囲内で障がい者を考慮することの直接の原型がある。チューリンゲン州憲法では、新しい連邦構成国のなかで唯一のものとして、基本法第3条第3項のカタログを拡充したのが、性的指向(sexuelle Orientierung)についてであり(チューリンゲン州憲法第2条第3項)、この点に障がいが含められた。障がい者に対する義務を引き受けるというはっきりした用意を目の前にして、このような所見はまさに異様であり、どこでも受け入れられる差別禁止が実際に適切な手がかりを提供するかどうか、という疑念を呼び起こす。

さまざまな生活分野における障がい者の保護についての多様な規定の観点から、ブランデンブルク州では、特に、差別禁止が基本法における後の解決と違って、優遇(Bevorzugung)にも適用されるということは驚くべきことである。全体像によれば、明白に想定された支援事例のすべてが、もともと侵害的優遇禁止を破ることになっている例外として構想されているということは排除されなければならない。むしろ、憲法制定者が、この種の優遇は差別禁止の意味における「優遇」ではないと考えていたということから出発しなければならない。このような見方は、基本法旧第3条第3項の解釈と一致させることができない。ブランデンブルク州では、とにかく成立した規定を扱う方策が見つけられなければならない。

障がいの問題における旧連邦領域の州憲法によってこれまでなされた寄与は、比較的重要でない。一部は、まさに包括的な改訂にもかかわらず、この分野では何も起こらなかったし、このような規定がついに、バーデン・ヴュルテンベルク州憲法第2条第1項が、基本法の基本権を完全に州憲法の構成要素にしたバーデン・ヴュルテンベルク州において、明白な理由なしに、体系に反して付加的に州憲法第2a条として挿入されたとしても、これは、全体として孤立している基本法の規定に対する懐疑のきっかけを与えている。。

以前のドイツ憲法をみると、障がい者の権利保障、差別禁止の憲法上の取扱に関して、1849年のパウル教会憲法及び1871年の帝国憲法には、同類の規定はなかった。が、1919年のヴァイマル憲法は障がいのある人の保障についての明示的な規定はないが、前述したように、第161条が国家に、「老齢、病弱及び生活の変化のもたらす経済的帰結に」備えるために保険制度の創設を義務づけていた12。また、現在の州憲法では、バーデン・ヴュルテンベルク州憲法第2a条、バイエルン共和国憲法第118a条、ベルリーン州憲法第11条、ブランデンブルク州憲法第12条第4項、第45条第1項、第3項、ブレーメン州憲法第2条第3項、メクレンブルク・フォーアポンメルン州憲法第17条第2項、ニーダーザクセン州憲法第3条第3項第2文、ラインラント・プファルツ州憲法第64条、ザールラント州憲法第12条第4項、ザクセン州憲法第7条第2項、ザクセン・アンハルト州学校法第38条、チューリンゲン州憲法第2条第4項の12州の憲法が規定している13。

国際的規定についてみると、まず 1961 年のヨーロッパ社会憲章第 15 条を挙げることができる。そこでは、身体的、知的または精神的障がい者の職業教育への権利と職業的・社会的統合または再統合への権利が定められており、この権利を保障するために締約国は、以下のことが義務付けられる。すなわち、必要ならば公的または私的な特別施設を含めて、職業教育の機会準備のための適切な措置を講ずること、及びとりわけ特別な労働斡旋サービスによる、競争から保護された職業の機会を提供することによる及び雇用主に障がい者の雇用への奨励を提供する措置による、障がい者に職場を斡旋するための適切な措置を講ずることを義務付けている」。

さらに他国の憲法では、ギリシャ憲法第 21 条第 3 項 5、ポルトガル憲法第 71 条第 1 項 5、スペイン

憲法第49条17、1919年コロンビア憲法第47条18、1982年カナダ憲法第15条第1項19が挙げられる。

基本法第3条第3項第2文に匹敵する規定は、カナダの新憲法と1992年8月20日のブランデンブルク州憲法だけであるといわれる。憲法以下の規定で言及する価値のあるものとしては、1990年7月のフランス反差別法があり、そこでは公的生活における障がい者のあらゆる不利益取扱は、処罰すべきとされている。また1990年のアメリカの「障がいのあるアメリカ人法(Americans with Disabilities Act: ADA)」では、とくに雇用主に、この障がいに基づいて障がいのある人の雇用を拒否することを禁じている。公的旅客輸送は、障がい者に応じて改造されなければならないし、すべての公的施設は、これにはレストラン、ホテル、博物館などが含まれるが、使用できるように作られなければならないし、電話会社は、言語障がい者及び聴覚障がい者も筆記電話によって、そのようなものを持っていない他の人とコミュニケーションすることができることに配慮しなければならないとされている $^{20}$ 。

# II. 1997年10月8日連邦憲法裁判所第1法廷第1部決定(BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8.10. 1977)

この憲法異議事件は、基本法第3条第3項第2文が、学齢児童の障がいのある子どもと障がいのない子どもが普通の公立学校で共通の教育を受けること(いわゆる統合教育:integrative Beschulung)を要求するかどうかの問題に関係する。この決定は、「1. 学校制度の分野における障がい者の不利益取扱の禁止(基本法第3条第3項第2文)についてであり、2. 障がいのある生徒を、本人とその親の意思に反して特別支援学校に編入させることは、それ自体では基本法第3条第3項第2文の意味における禁じられた不利益取扱ではない。そのような不利益取扱が存在するのは、編入が、特別支援教育の支援のある普通学校での授業が可能であるにもかかわらず、そのために必要な人的及び物的な投入が現在の人的・物的手段で実行できなくて、組織的な困難や第三者の保護に値する利益も統合教育と矛盾していない場合である。」22

#### 1. 事実の概要

憲法異議申立人のルート・ザンケン(Ruth Sancken)は、1984 年 3 月 21 日に脊髄形成不全(spina bidida=二分脊椎・脊椎破裂)で生まれた。そのために、両足、膀胱、直腸に麻痺があり、車イスを使用していた。また、運動機能、言語及び両手の細かい動きの障がいのスピードダウンを伴う運動経過の調整障がい(運動失調=Ataxie)を患っていた $^{23}$ 。

特別支援教育の鑑定に基づいて、彼女は、基礎学校に入学し、留年することなく修了した。算数で特別支援教育の支援授業を受け、授業においては兵役代替社会奉仕勤務者によって付き添われていた<sup>24</sup>。

1995 / 1996 年度には、基礎学校修了後、統合的総合学校の第5 学年に移ったが、その後すぐに出された特別支援教育の教員によって作成された諮問鑑定書は、次のような結果であった。すなわち、彼女は、統合的総合学校では、ほとんどの授業科目、とくに算数と自然科学の科目において、障がいのない生徒と同じ教育目標の教育を受けることができないこと、算数に対しては、かなりの特別支援教育の支援ニーズがあることである。ふさわしい支援の場合には、統合的総合学校における統合授業は可能である。身体障がい者の学校での教育が代替として考慮される、ということであった。親権者の申出により招集された支援委員会は、特別支援教育の支援措置として、これまでの学校での算数における週5時間の個別授業を勧め、そして同じ教育目標の授業ができない他のすべての学習分野において、社会編入援助としての教育学上または治療学上訓練を受けた支援員による授業の付き添いを勧めた。ブラウンシュヴァイク地方行政庁は、その勧告に基づいて、憲法異議申立人の場合に特別支援教育の支援ニーズを判

定し、必要な支援措置が統合的総合学校では不可能であるという理由で、親の意思に反して、身体障がい者の学校への編入を命じた。詳細に理由づけられた異議申立決定(Widerspruchsbescheid)の中で、それに加えて、特別支援学校への編入の即時執行を命じた25。

この連邦憲法裁判所の決定に至るまでに、まず、リューネブルク上級行政裁判所の 1996 年 5 月 28 日の決定、1996 年 7 月 30 日の連邦憲法裁判所第 1 法廷第 1 部の決定で差し戻し、1996 年 11 月 29 日のリューネブルク上級行政裁判所の再決定、1997 年 4 月 4 日の連邦憲法裁判所第 1 法廷第 1 部の決定の後に、最終的に 1997 年 10 月 8 日に連邦憲法裁判所第 1 法廷第 1 部の決定が出されたのである<sup>26</sup>。

- 2. 連邦憲法裁判所の決定(1997年 10月8日-1 BvR 9/97)
- ハンス・エバーヴァイン博士、ベルリーン自由大学教授<sup>27</sup> によれば、連邦憲法裁判所の決定の中でもっとも重要な部分として以下の箇所が指摘されている。
- ① 基本法第3条第3項第2文における障がいというメルクマールは、最終的に決められない。「不利益取扱」の概念並びに基本法第3条第3項第2文の不利益取扱禁止の意味と範囲もただ不完全に解明されるにすぎない<sup>28</sup>。
- ② 基本法第3条第3項第2文は独自の意義を有している。これは障がいという特別のメルクマールと関係している。障がいは、個人の属性(persönliche Eigenschaft)であり、個人はその属性があるかないかに影響を及ぼすことができないか、又はただ限られた影響を及ぼすことができるにすぎない。しかしながら、障がいは、当事者にとっては、しばしばそれに応じた考え方及び偏見と一緒に作用してはじめて、社会的環境において不利に作用するような単なる他在(Anderssein:異なっていること)を表しているだけではなくて、このような考え方を変える場合には不利な作用を再びなくすことができる。障がいは、むしろ、当事者にとっての生き方を、障がいのない人との関係において、見解の変遷とは無関係に、根本的に難しくするような属性である。障がいのない人と障がいのある人との関係を適正化する目的の優遇は、許されているが、もちろん必ずしも憲法上も要求されるわけではない<sup>29</sup>。
- ③ 障がいのある人によって努められた調整履行の拒否及び他の発展の代替案の指摘が不利益取扱とみなされなければならないかどうかは、通常、評価、学問上の認識及び予測的な評価に依存している。この評価の全体成果に基づいてのみ、措置が個別事例において不利益取扱であるかどうかについて判定することができる<sup>30</sup>。
- ④ 国家の決定の自由は、基本権の上位の規範がその制約を加える限りで、制限されている。これが生じるのは、基本法第2条第1項に基づく人格、素質及び才能のできるだけ妨げられない発展への生徒の権利と基本法第6条第2項第1文の親の教育権によってだけではない。それは、基本法第7条第1項による国家の教育委託と対等に置かれている。むしろ、基本法第3条第3項第2文によって新たにもたらされた不利益取扱禁止も制約を加える<sup>31</sup>。
- ⑤ これらの自由権(基本法第2条、第3条及び第6条)が共に作用することから、国家及びラントの学校法立法者は障がいのある生徒に対して特別の責務があるということが推論される。国家は、障がいのある子どもと青少年に対して適切な学校教育(schulische Erziehung, Bildung und Ausbildung)を可能にする義務がある。その場合、障がいの種類と強さ及び学校の種類や授業のグレードの必要条件が、教育学上の認識のそれぞれの水準を考慮して、顧慮されなければならない。統合教育は教育学及び重要な政治的審議会によって肯定的に評価されており、特別支援学校における教育・授業のための強く実現するに値する代替案として支持されている32。
- ⑥ 障がいのない人と同じ目標の、及び異なる目標の統合教育・授業は、組織的、人的に及び物的所与 の条件から可能であることの留保の下におかれている<sup>33</sup>。

- ⑧ 学校法の解釈及び適用も、基本法第3条第3項第2文の不利益取扱禁止の規定(Vorgabe)に拘束 されている<sup>35</sup>。
- ⑨ 教育庁の決定の場合、生徒の素質や能力をできるだけ広範囲に考慮する教育への権利(基本法第2条第1項)だけでなくて、子どもの学校における教育過程をその能力の枠内で原則的に自由に選択するという基本法第6条第2項第1文の親の権利が考慮されなければならない。むしろ、基本法第3条第3項第2文から教育庁に対して生じる追加の拘束も考慮されなければならない<sup>36</sup>。
- ⑩ 障がいのある生徒の特別支援学校への編入は、既にそれ自体、禁止された不利益取扱ではない。ただ、それぞれに評価されるべき事例の事実と状況を明らかに正しく評価しない編入命令だけが、基本 法第3条第3項第2文によって禁じられている<sup>37</sup>。
- ① 第3条の意味における不利益取扱は、むしろ、普通学校への通学は特別支援教育の支援の代替可能な使用によって可能にされうるのであるが、特別支援学校への編入が行われる場合にも問題になる。後者が当てはまっているかどうか、言い換えれば、統合クラスの開設によって、結果を見渡せる障がいのある子どもが修了することができる統合教育が実現できるかどうかは、個別事例における総合考察の結果である<sup>38</sup>。
- ⑫ 学校の教育(Unterrichtung)についての親、子どもと青少年の考えは、基本法第6条第2項第1 文及び基本法第2条第1項の基本権保障に関連して、憲法上、きわめて重要である<sup>39</sup>。
- ③ 親がその見地から共通の教育を選ぶならば、教育庁は、特別支援学校への編入が実際に障がいのある子どもの利益に役立つのによりよく適しているということを、例えば詳細に根拠づけられていない理由づけによって無視してはならない。むしろ、親の要望の詳細な審査及びその要望に言葉で表現された親の教育計画に正面から取り組むことが必要である<sup>40</sup>。
- ④ 連邦憲法裁判所は、基本法第2条第1項及び基本法第6条第2項第1文の障がいのある子どもとその親の基本権地位を適切に認めさせることができる決定過程に、親権者を組み入れる手続を支持する。
- ⑤ 教育庁は、決定援助(諮問鑑定書及び支援委員会の勧告)が統合教育に賛成であることを表明している場合でも、手続法上、特別支援学校への編入を命じることを妨げられない。基本法第3条第3項第2文に照らして、教育庁は、まさにこのケースにおいて高められた理由づけの義務を負う。障がい者のための不利益取扱禁止は、決定が根拠を挙げて立証するように(substantiiert)理由づけられることを要求する。その場合、その遵守を基本法第3条第3項第2文が要求する考え方が説明されなければならない。教育庁が、障がい者の教育は特別支援学校において最善に保障されるように思われると判断するに至った理由が挙げられなければならない42。
- ⑤ 場合によっては、なぜ組織的、人的又は物的困難が具体的事例において克服されえないのかの理由も詳論されなければならない。いずれにせよ、特別支援学校のための決定の十分な理由づけは、障がいのある子どもとその親権者の反対の教育願望に理解を示すことを前提としている。それは、教育庁の考慮に関連付けられなければならず、そして国家による措置を理解できるようにし、それゆえ裁判所によっても審査できるようにする仕方で、教育庁の考えと比較考量されなければならない⁴。
- ① しかしながら、基本法第7条第1項による国家の形成の自由と決定の自由は、基本法第3条第3項第2文によって制限される。基本権としてこの規範は、他の基本権と同じくすべての国家権力を拘束する。したがって、国家権力は、上級行政裁判所が国家による学校監督に対してその基本法第3条第3項第2文との関係において想定したように、基本権の効力を制限することができない\*\*。

ハンス・エバーヴァイン教授は、以上の判決部分を最重要として取り上げている。これは、「身体の機能障がいのある女生徒の特別支援学校編入に対する憲法異議に関する連邦憲法裁判所の決定について」ベルリーン自由大学教授、ハンス・エバーヴァイン博士によるまとめと強調の序論として掲載されたものである。この判決の説明に入る前置きとして、まず、基本法第3条第3項第2文が1994年にドイツ連邦議会によって挿入され、「障がい者の新たな基本権をめぐる差別禁止のカタログが拡大された」ことを指摘する。そして、ベルリーン州に関しては、「1995年の新憲法において、その第11条で、基本法の不利益取扱禁止を引き継ぎ、拡大した」とし、第11条は「州は、障がいのある人及び障がいのない人の等しい価値の生活条件を配慮する義務を負う」と規定している。この規定により、ベルリーン州では、州平等法(Landesgleichberechtigungsgesetz)が制定され、それは、当事者に、基本法第3条第3項第2文の権利を告訴して請求する可能性を提供する。さらに、障がいのある人の利益のための連邦政府担当者が、1995年の「基本法における障がいのある人のための新たな差別保障」というパンフレットの中で、「障がいのある子どもを、その意思またはその親権者の意思に反して特別支援学校に入学することを指示することは不利益取扱である」という見解を主張したと論じている。

そこで、連邦憲法裁判所も、1997年10月8日の判決の中で、統合教育に優位を認め、その結果州立 法者は、学校法の中で共通の学習(gemeinsames Lernen)を原則(Regelfall)として定めることを要 請された。裁判所は、その決定の中で、統合授業が教育学によっても重要な政治的審議会によっても圧 倒的に肯定的に評価され、特別支援学校のための強く実現するに値する選択肢として推奨されている。

さらに、親権も連邦憲法裁判所によってかなり強められた。そのうえ、「障がい」や「不利益取扱」 の概念についての議論は、完結していないとみなされている。

以上の指摘に続けて、決定に対する反論が述べられる。すなわち、統合措置の実現が「実際に可能なこと及び財政的に是認できることの留保」の下にあるという裁判所の判定は、理解できないし、受け入れがたい。社会的不利益取扱は、障がい者のための新しい基本権の創設によって撤廃されることになっているが、そのことによって結局廃止されない。なぜなら、国家の官庁は、人のいないクラスの指摘によってこの基本権をいつでも制限できるからである。これは、連邦憲法裁判所が明確に確認したように、基本法第3条第3項第2文が「優遇」及び平等を許容しただけになおさら残念である。財政的に実現可能なことへの限定の結果は、見極めがつかない。この制限は、たとえばベルリーン州憲法第11条においてベルリーン州が引き受けた義務と相容れない。

また、他の校種に通うことに対して、たとえばギムナージウムに通うことに対して、資金調達の留保を 予定することは、考えられないだろう。しかし、個人的・社会的に不利益取扱を受けた者に関して、この 判決は、こうした子どもたちを2度不利益取扱をしているにもかかわらず、期待できると思われている。

連邦憲法裁判所は、財政的に是認できるものに限定する場合に、統合は特別支援教育よりも金がかかるという学校管理当局の主張を支持している。この問題についてのこれまでのすべての調査から我々は、全費用、従って教師のための費用だけでなく、輸送費、建築費及び運営費並びに教材費の考察に際し、また様々な費用負担者を考慮して、教育庁の想定が正当化されないということを知っている。

数百の子どもたちが、その親の願いにもかかわらず、学年ごとに統合教育から除外されているという 事実は、基本法第3条第3項第2文違反及びベルリーン州憲法第11条違反である。一括しての財政の 留保は、連邦憲法裁判所の決定によって補償されない当事者に対する不利益取扱を意味する。不利益取 扱禁止は、決定が根拠を挙げて立証するように理由づけられることを要求する。教育庁が、障がいのあ る子どもの教育は特別支援学校において最善に保障されるように思われると判断するに至った理由が挙 げられなければならない。 次に、この決定に対する障がい者団体の反応を見ることにしよう。

1997 年 10 月 29 日の「自ら決定した生活」利益代表ドイツ障がい者団体登録協会 — ISL カッセルが出した対プレス声明文がある $^{47}$ 。それは、「統合学校についての判決への反応」「学校の障がい者の統合についての連邦憲法裁判所判決に対する広範な怒り」と題されたものである。カールス・ルーエの連邦憲法裁判所が水曜日に(1997 年 10 月 8 日)障がいのある子どもの学校における統合についてのリーディング・ケースにおいて、障がいのある子どもは、障がいのない子どもと一緒に授業を受けることの一般的な請求権を持たない、と決定した後で、「ドイツにおける自ら決定した生活の利益代表障がい者団体 — ISL e. V. —」や「共通の生活・共通の学習連邦ワーキング・グループ」などの多数の障がい者組織、親たちが分離に対して、驚愕と怒りをもってこの判決に反応した。

「連邦憲法裁判所が障がいのある人の基本権を学校における組織上の前提条件に従属させ、それによって共通の教育の基本権を失効させることについて愕然としている。このようにして、連邦憲法裁判所は、基本法に規定された障がい者に対する不利益取扱禁止の適切な実現への親と当事者の多くの期待をひどく裏切った」と ISL e. V. の法政策広報担当官のアンドレアス・ユルゲンス博士が宣言した。期待はずれなのは、とくに、連邦憲法裁判所が、最初激しく拒否した統合教育が一切の否定的な予測に反して、普通学校に移されうるということが、その事例に基づいて次第に明らかに実務において証明された事例においてこの判決が下されたことである。「連邦憲法裁判所の決定は、障がい者とその親にとって、突然に再び体罰が傷害の許可によって組織上の理由から学校に導入されるであろう場合と同様に理解できない。基本権が財政的、組織的または人的な所与の条件に基づいて制限されるということはありえない。なぜなら、さもなければドイツでは、いまやすべての差別者が自由裁量権をもっているのだから」とユルゲンスはさらに続けていう。

障がい者団体は、連邦憲法裁判所への信頼が深刻に揺さぶられた後で、連邦政府と州に、障がい者に対する不利益取扱禁止の今や緊急に必要な解明を法律により定めるために、明白な障がい者のための平等法を公布することを要求する。

もうひとつは、「発達遅滞の子どもの統合と支援のための親の市民運動(EIFER)」によるものである $^{48}$ 。

#### 「1. 補償の利益 (Kompensationsvorteil)

基本法第3条第3項第2文による基本権を侵害する分離(Aussonderung)は、1997年10月8日の連邦憲法裁判所の決定によれば、当事者ないしその親の意に反して、分離の不利益が支援の利益によって補償されうることなく、生じる場合に、存在する。補償の利益は、その場合主張されてはならず、立証可能でなければならない。分離する教育の利益が不利益より優っているということが信用できなければならない。そのような利益考量を行うことができるために、教育庁は実際に期待されうる利益を厳密に理由付けなければならない。

厳密な理由づけは少なくとも以下の領域を含まねばならない。すなわち、よりよい下部構造による利益、よりよい支援措置による利益、どのような支援措置が有利であり、個人的な支援ニーズにふさわしいかの証明である。

このような利益考量は、これまで我々に周知の特別支援学校への割当指示に欠けている。論証の連鎖は今日では以下のように行われる。まず、場合によっては現存する支援ニーズが認定される。次のステップでは、主たる事例において、普通の学校において支援ニーズに応じることができないことの証明が試みられる。そのことから、特別支援学校がふさわしい学習の場であることが推論される。このような思考の順序には決定的な鎖の環(一環)が欠けている。したがって、すなわち、特別支援学校が支援ニーズを満たすことができないであろうことが証明されていない。むしろ、生徒にふさわしい特別支援学校

の支援の可能性が初めから想定されている。

2. 障がいのある生徒の場合の社会編入援助

普通の学校における授業についていくことができるために、特別支援教育の支援ニーズのある若干の 生徒は、いわゆる統合補助者または個別事例補助者(Integrations- oder Einzelfallhelfer)による援助 を必要とする。そのような社会編入援助は、不利益の補償に貢献する。

学校は、まれに、そのようなスタッフを授業に引き入れることを拒否する。学校は、その場合に、その住居管理権かまたはそのようなスタッフの許されないことを指摘する。学校が統合補助を引き入れることを拒否するならば、学校は当該生徒の人格の自由な発展の基本権を侵害し、それに加えて、何人もその障がいを理由に不利に扱われてはならないという、基本法第3条第3項第2文による平等取扱原則を侵害する。それだけでなく、学校は、統合が分離する教育よりも優位にあるべきであるとするニーダーザクセン州学校法第4条も侵害する。社会法典第9編第4条による社会扶助がもっとも広範囲に、子どもと青少年に社会への統合を可能にすることになっており、とくに適切な学校教育のための援助も提供することになっているのだから、なぜニーダーザクセン州学校法第4条によってこの命令に従う学校が、社会扶助の措置のある授業の協調を拒否することによって、この原則を空洞にするのか、いかなる理解されうる理由も生じない。」

# Ⅲ.ニーダーザクセン州学校法における統合教育

この事件が起きたニーダーザクセン州学校法では、どのように規定されていたのだろうか。連邦憲法 裁判所は、その決定において、この事件に関連する学校法規を掲げている<sup>49</sup>。

第4条 統合(Integration)「特別支援教育を必要とする生徒(第14条第2項第1文)は、このような方法で、彼らの個人的な支援のニーズに応えられる場合および組織的、人的および物的な所与の条件が許す限りで、すべての学校において他の生徒と一緒に教育されねばならない。」 $^{50}$ 

第5条 学校の編成「第1項 学校制度は校種と学校領域において編成される。第2項 校種は: 1. 普通教育学校として: a) 基礎学校、f) 総合学校(Gesamtschule)、i) 特別支援学校(Sonderschule)」<sup>51</sup> 第14条 特別支援学校「(1) 特別支援学校では、すべての学年の生徒を教育することができる。(2) 特別支援学校では、身体的、知的または心理的障がいまたはその社会的行動の障がいのために、特別支援教育の支援を必要とし、この支援を他の校種の学校においては受けることができない生徒を教育する。特別支援学校では、普通教育学校の卒業を取得することができる。(4) 特別支援学校は、同時に、他の学校に通う、特別支援教育を必要とする生徒の教育(Unterricht und Erziehung)の支援センターでもある。」<sup>52</sup>

第23条 普通教育学校の特別組織「(4) 普通教育学校の第1学年から第10学年において、統合クラスを設けることができる。そこでは、特別支援教育を必要とする生徒が(第14条第2項第1文)他の生徒と一緒に授業を受けることができ、達成要件(Leistungsanforderungen)は生徒の異なる学習能力に一致している。(5) 第1項から第4項までの特別の組織は、教育庁の許可を必要とする。許可は、適切な教育学上の構想があり、組織的、人的および物的な所与の条件が作られた場合に、学校設立運営者または学校の申請により与えられる。」53

第68条 特別支援教育の支援を必要とする場合の就学義務「(1) 特別支援教育の支援を必要とする 生徒(第14条第2項第1文)は、彼らに適した特別支援学校または彼らに適した特別授業に通うこと が義務付けられている。必要な支援が他の校種の学校において保障されている場合には、特別支援学校 への通学の義務はない。(2) 教育庁は、第1項による義務があるかどうか、どの学校へ通学するか、またはどのような特別の授業に参加しなければならないかを決定する。」⁵⁴

さらに、「これらの規定を補完して、1994年11月16日の特別支援教育の支援に関する命令(GVBI S.502)は、とりわけ特別支援教育の支援を必要とすることを確定する手続きへの親権者の協力を規定し、そして教育庁は、教員によって作成された報告、特別支援教育の教員によって作られた諮問鑑定書および親権者の申し出により招集された支援委員会の勧告を考慮して、決定することを規定している。委員会には、親権者も入っている。」55

以上が、連邦憲法裁判所の決定の中で言及された 1993 年 9 月 27 日のニーダーザクセン州学校法の関連条文であるが、この連邦憲法裁判所の決定後に、改正が行われ、1998 年 3 月 3 日版の学校法が施行されている。第 14 条では、「(1) 特別支援学校においては、その発達、学習及び教育の可能性の点で、特別支援教育の支援を必要とし、この支援を(第 4 条にしたがって)他の校種の学校においては受けることができないほど制限されている生徒が、授業を受け、教育される。特別支援教育の支援ニーズは、以下の分野において判定されうる。すなわち、学習、情緒的・社会的発達、言語、知的発達、運動・身体発達、視覚及び聴覚。特別支援学校では、普通教育学校の卒業を得ることができる。(2) 特別支援学校においては、すべての学年の生徒が授業を受けることができる。(3) 特別支援学校では、異なる機能障がいのある生徒が、そのことによってより良い支援が期待できるならば、一緒に授業を受けることができる。(4) 特別支援学校は、同時に、他の学校に通学している特別支援教育の支援ニーズのある生徒の授業・教育のための特別支援教育の支援センターである。」と規定している。

ニーダーザクセン州学校法第4条の定める統合と第68条第1項第2文によれば、原則が統合教育で、 例外的に特別支援学校への編入が想定されていると考えられる。しかし、「州の立法者は 1993 年にニー ダーザクセン州学校法に導入された第4条『統合』によって、障がいのある生徒と障がいのない生徒の 共通の授業を原則にし、特別支援学校への編入を例外としたにもかかわらず、行政府の政策はこの方針 を実現することを断念した」⁵ のである。ニーダーザクセン州の学校におけるこのような原則例外関係 については、次のようにいわれている。すなわち、「2000年にニーダーザクセン州の学校における特別 支援教育の支援ニーズのある 37,546 人の生徒が授業を受けたが、統合措置において授業を受けた障が いのある生徒の数は、727人に達し、1.93%の割合に達した。2003年には、特別支援教育の支援ニーズ のある生徒の総数は、40,760人に達し、統合された障がいのある生徒数は736人で、1.8%の割合であっ た。2006年には、特別支援教育の支援ニーズのある全生徒数は、39,347人に達し、統合された生徒の 数は 759 人で 1.92%の割合に達した。統合のために原則例外関係について決して話されることはな い。」5 そして、「子どものために統合を望んでいる親を、住居に近いどの学校が当該学年に対して統合 クラスを提供するかについての信頼できる情報を伝える人が、ゲッチンゲンでは学校と教育庁について、 だれも援助してくれない。これまで統合の提供を掲げてきた学校が、毎年新たに、新しい年にもそのよ うな申出を掲げる可能性またはその準備を疑わしいものにする。親は、毎年新たに、学校法により規定 された統合の優位への信頼が裏切られるという経験をし、法律で規定された統合がたしかに原則である べきであるが、実際は共通の教育が例外であり続け、その点で明らかに何も変わらないということが判 明するという逆説を体験する。市民は、一緒に定めた規則への拘束が市民の行動だけでなくて、とくに 政治家の行動を決めるということを期待している。」5°また、この一連の判決において、連邦憲法裁判 所第1法廷第1部の 1997 年 7 月 30 日の決定が、この原則例外関係に触れ、「法適用者が法律上の原則 事例から逸脱しようとする場合には、より高められた理由付けをする義務があり、したがってニーダー ザクセン州学校法による統合教育の可能性を、限定された組織的・人的手段で普通学校の実施可能性を 一括して指摘することにより否定することは十分ではない」59 と論じている。

さらに、基本法第3条第3項第2文のコンメンタールが、「特別支援学校への編入を、それが当事者の意思に反して行われた限りで、不利益取扱と考えて」おり、「障がいのない子どもと同じように教育を受ける形態の間で選択することができ、したがって特別支援教育と統合の間で個人的に決定することができるという期待は、連邦憲法裁判所によって裏切られた」60との評が見られる。

「1986 年以来のニーダーザクセン州の統合クラスにおける共通の授業という例となる試験とすべての子どもに対するその実際的な成果にならって、1993 年に統合の優位がニーダーザクセン州学校法に取り入れられた。」このような状況下で、「ゲッチンゲン郡のボーヴェンデンの生徒ルート・ザンケンの特別支援学校への割り当て指示に対する訴えと連邦憲法裁判所の訴えが、はじめて、1996 年 7 月 30 日と 1997 年 10 月 8 日の決定によって、共通の授業の実現への新たな風を引き起こした。連邦憲法裁判所は、1997 年 10 月 8 日の決定において、統合が特別支援学校のための『強く実現するに値する選択肢』であることを認めた。連邦憲法裁判所は、現代の教育学の認識水準にしたがって障がいのある子どもを全般的に排除することは憲法違反であること、障がいのある子どもの利益を統合教育に関して十分に顧慮することは国家の義務であることを詳しく述べた。」 $^{61}$ 

学校に関する統合(schulische Integration)とは、教育学の分野で、「障がいのある人を障がいのない人の学校の授業に組み入れること」<sup>62</sup> である。統合の前提として、「いわゆる特別支援教育の支援ニーズが存在すること、適切な(通常は標準化された)診断手続によって、どのように子どもが発達してきたかを判定すること」が挙げられる。「引き続いて、子どもを支援するのに役に立つ教育上の措置が突き止められる。鑑定書作成の時点で判定された学習障がいに従って区別され、その場合しばしば多元的障がい(重複障がい)が存在する。次のような主な障がいグループがある。すなわち、知的能力の制限:学習障がい(Lernbehinderung);感覚的能力の制限:感覚障がい(Sinnesbehinderung)(視覚障がい、盲目、聴覚障がい、難聴);運動能力の制限:身体障がい(Körperbehinderung);言語能力の制限:言語障がい(Sprachbehinderung);社会的能力の制限:社会的・情緒的行動障がい;認知的能力の制限:知的・認知的障がい(geistige / kognitive Behinderung)である。重複障がいは特別の形態である。認知的障がいのある子どもは、同時に身体障がいも、またはその感覚器官による知覚の点で損傷がある。ある種の障がいがその他の障がいを結果としてもたらす、たとえば聴覚障がいはほとんどしばしば言語障がいも結果としてもたらす。」<sup>65</sup>

普通学校への障がいのある生徒の統合の場合には、ふたつの形があり、それは違った授業のアプローチから生じており、目標の同じ(zielgleich)授業と目標の異なる(zieldifferent)授業の形である。目標の同じ統合では、「同じ概括的方針に従ってすべての生徒が授業を受ける。たとえば、聴覚・視覚障がい、言語障がい、情緒的・社会的分野における障がいまたは身体障がいのある生徒は、(障がいのない生徒と)目標を同じく授業を受ける。これは、学校がいわゆる『欠点補償(Nachteilausgleich)』を確保する可能性を有していることを前提としている。具体的には、視覚障がいの子どもに対する特別の視覚補助(照明条件など)、聴覚障がいのある子どもに対する技術的聴覚補助(たとえば、無線の補聴器のための誘導ループ)。普通学校においては、障がいのある生徒は、ふさわしい州の予算がこのためにふさわしいポストないし職場分担分を規定している場合に、『移動サービス(mobiler Dienst)』によって、特別支援学校の教師による援助を受けることができる。目標を同じく統合されるべき生徒は、統合クラスの請求権を有さない。生徒が統合されるべき、または特殊な特別支援学校に行くべきことにとって決定的なのは、教育学の考えによれば、詳しく助言された後で、親の願いということである。」。「学習目標の同じ統合教育では、普通学校における特別支援教育が、「視覚、聴覚、言語、身体・運動上の発達、情緒的・社会的発達に障がいのある生徒」を対象とする。

目標の異なる統合の場合には、「生徒は、異なる概括的方針に従って授業を受ける。授業は、普通の学校では、統合クラスで行われる。統合クラスは、申請され、それが設立される前に、許可されなければならない。基礎学校の統合クラスでは、その場合、理想的なケースでは、少数の生徒数で、基礎学校の教師と特別支援教育専門家が共同作業をする。」66 これは、普通学校における特別支援教育の支援ニーズのある生徒に対して、統合クラスにおいて行われ、この対象となる生徒は、「学習障がい、知的発達障がい」67 のある生徒である。

学校に関する統合は、「障がいのある生徒と障がいのない生徒の共通の授業であり、それが成功する ための基本的な条件は、積極的な態度、ある程度の学習及び作業の基本知識、そして統合への覚悟であ る。参加する教師、同級生とその親も、障がいのある子どもと障がいのない子どもとの付き合いのなか で理解と寛容を発展させることを学んで欲しい。集中的かつ協力的な親・幼稚園・支援センターと先生 の仕事は、この過程を容易にし、可能にすることができる。」「このことだけでは、十分でない。なぜな らいくつかの重要な基本的条件があるにちがいないからである。この条件は、増えている障がいのある 子どもとその個人的な必要及びそれぞれの意図した組織形態(たとえば、統合クラスまたは個別統合) に合わせなければならない。」「組織的に障がいのある子どもを受け入れるクラスが、明らかに障がいの ある子どもを除いたクラスよりも小さいということが考慮されなければならない。4人から5人の障が いのある子どもが統合される場合、生徒数は 20 人と 22 人の子どもの間にある。ひとりの障がいのある 子どもが住居の近くの普通学校に受け入れられる(個別統合)ならば、以下の原則を考慮することがで きる。すなわち、2人の障がいのない子どもの代わりに、1人の障がいのある子どもが受け入れられる。 例外をなすのは、予防的統合(Präventive Integration)であり、その場合には、できる限り同じ数の聞 こえる子どもと聴覚障がいの子ども(6対6)が一緒に授業を受ける。」「学校は、また障がいのある子 どもの必要に応じることができるはずである。それぞれの子どもの障がいの種類に応じて、たとえばエ レベーターの建設または車イスに座る子どものための傾斜路の建設によって必要な建築上・空間的な前 提を作り出さなければならない。教室および学校の敷地は、子どもに学習をする気をおこさせるはずで ある(たとえば、読み、計算、研究と実験の『コーナー』、作業領域)。障がいに特殊な補助手段、たと えば視覚障がいのある子どものための特殊なコンピューター、またはその他の遊びの、学習の、支援の、 治療の材料が学校にあるはずである。」「原則である目標の異なる統合が問題になっている場合、どのク ラスにおいても異なっている生徒の能力の範囲が広がる。いまやもはやすべての生徒が同じ学習目標で 勉強していないのだから、教員としばしば人的、教育学的におよび親の側から人員不足の学校への要求 が高まる。したがって、追加の職員と異なる専門領域の共同作業が必要である。第二の教育者(たいて い、特別支援学校の教員または教育学の専門家)は、クラスの授業の場合に普通学校の教師を援助する (いわゆるチーム・ティーチングまたは共同の授業)。障がいのある子どもの特別の支援ニーズの特性と 程度に応じて、クラスに定められた数の追加の職員の時間が割り当てられる。最重度の障がいある子ど もまたはかなりの行動障がいのある子どもの場合には、この上なく有利な場合に常に第二の大人が居あ わせている。」「統合授業は、子どもの違い、その個人的興味、能力およびそのそれぞれの学習速度を考 慮しなければならない(授業の個別化と細分化)。障がいのある子どもにクラスの大部分とは別の学習 目標が適用されるならば、個別的な学習提供と共通の学習状況との間のバランスを見出すことが重要で ある。したがって、子どもは、お互いに学ぶことができる機会を有し、しかも障がいのない子どもも障 がいのある子どもから学ぶ機会を有している。個々の子どもの学習発達を強調する成績評価も絶対に必 要である。クラスの平均に合わせる数の成績証の代わりに、言葉による発達報告が考えられる。」「統合 教育学の知識と教授法の専門知識は、継続教育とさらに勉強を続けることの点で獲得することができる。」 「望ましいのは、たとえば全日看護の拡充、したがって主題を深め、社会的接触を育成するために、よ り多くの時間が残っている。障がいのある子どもをその居住地においても強く組み入れるために、学校は、その午後の提案の範囲内で、その地域の団体、児童館等々と共同作業をするということである。場合によっては、子どもに対する特別の支援の提供は、たとえば言語治療が、提供されることになっている。」「参加する教師がその経験を、同じく統合グループで働く同僚と交換することも有利になるだろう。場合によっては、統合のための地域的な諮問機関や連携センターも設立されうる。」「ある種の統合措置の多くの提案は、実現できない基本的条件で失敗している。」「68

「知的障がいのある子どもと重度の多重障害のある子どもの統合については、以前は、学校教育不可 能と呼ばれ、その結果特別支援学校または病院に受け入れられたが、今では、このような子どもは一部 ではあるが普通学校に統合されている。知的障がいおよび重度の多重障がいのある子どもの統合の場合 に、障がいのある子どもの普通学校への統合に対する一般的基本的条件が考慮されなければならない。 ここではただ特殊にかつ特別の範囲でこの人々の集まりに適用されるものが挙げられるべきである。」 「最小の学習の進歩をかなり正確に判定し、評価することができるために、このような生徒は特別に詳 細に観察されることになっている。徹底的な観察に基づいて、重度の障がいのある子どもに対し、極め て個人的なカリキュラムを開発することができる。これは、とくに知的および重度の多重障がいのある 子どももその独自の学習目標を有しているということを含める。なぜなら、その進歩が他の人のそれで 判断されないからである(そもそもすべての子どもが自分自身の進歩でどのように評価されるというこ とになっているのか)。彼らは達成感をもつことができ、必ずしも常に彼らがたいてい達成することが できない目標を達成することを試みるとは限らない。子どもがその個人的な学習の可能性と進歩で自分 を評価することができるならば、彼らは自信があるようになることができる。」「全体として、異なった 学習タイプを考慮する行動指向のやり方は、このような方法で独立心が強められ、知的および重度の多 重障がいのある子どものしばしば広範囲におよぶ他律的な生活における高度の学習目標とみなされなけ ればならないものが要求されるのだから、授業において有利である。」「重度の障がいのある子どもとの そのような統合授業において、そのほかに、教師に対する多くの追加の仕事が加わるのだから、クラス に少なくとも2人の教育者がいることが重要である。というのは、この生徒にとって一日の流れの中で、 生活実践の技能(たとえば身体の手入れ、食事)を訓練することが絶対に必要であるからである。時間 的な理由から、全日看護が原則的に考えられるだろう。特別に重度の多重障がいのある子どもにとって、 彼らが過大な要求や不快感の場合に引きこもることができ、または看護的に世話されうるような、いわ ゆる引き籠もり部屋および冷静になれる部屋が存在しているべきである。たとえば作業訓練や治療体操 のような治療的な訓練を子どもと行うことができるための場所も作られるべきである。」「重度の障がい のある子どもは、彼が手本にすることができる障がいのない子どもの多様な示唆を切実に必要としてい る。しかし、統合クラスにおける重度の障がいのある子どもが特別支援学校のクラスにおけるのと違っ て成長するということを一般的にいうことはできない。他の子どもは、重度の障がいのある子どもとの 付き合いにおいて種々の社会的能力、たとえば他人を理解すること、言語表現のないレベルで他人とコ ミュニケーションをとること、対話に入ることの能力を開発することができる。」「重度の障がいのある 子どもの統合は、現在、未だになお、はやく考え得ることの枠を乗り越えている。このような傾向は、 その範囲内で資源にふさわしい子どもだけが統合される選択的統合という結果になり得る。」。

最後に、統合の実践について述べよう。「統合は、現在、主として基礎学校に限定されている。ここには、通常のクラスにいる障がいのある大部分の子どもがいる。上級学校は、ドイツでは基礎学校と違って、世界的にはるかに大部分の国における学校と違って、まさに選択(Selektivität)の表現であり、その存在をまさに反統合(Desintegration)に負っている。したがって、上級学校は、それが教育上の基本的な考え方によって特徴付けられた包括的統合をまったく成し遂げることができず、成し遂げようと

もしないほど、選択の圧力の下にある。」「一目見て、統合的総合学校も基礎学校と同じくらい障がいの ある子どもの統合に立ち向かっていないということは、驚くべきことである。統合的総合学校は、確か に、このことをギムナージウムや実科学校よりもはるかに多く行っているが、しかし選択ないし競争圧 力の下にある。」「したがって、障がいのある子どもの通常の学校制度への統合は、その展開のはじめに あり、ドイツの学校制度の統合的前進の理論的枠組とみなされうる。」「たとえばハンブルク州において、 その間に、約20の総合学校で5学年から10学年における統合クラスが設置されたということは喜ばし い。」「ザールラント州では、障がいのある子どもの統合的授業がおよそ 20 年前から一般に行われてい る実践である。生徒は、基礎学校、総合学校および上級実科学校で支援され、一部はギムナージウムで も支援される。」「ベルリーン州では、(基礎学校がここでは第1学年から第6学年まで含んでいる)30 年以上前から、統合クラスが存在している。先駆者は、ここでは、たとえば、ベルリーン・フリーデナ ウにおけるフェミング基礎学校であった。そこで授業した統合クラスについて 2005 年 9 月にクラスの 生活のドキュメント・フィルムがドイツの映画館に来た。このフィルムは、まったく子どもの視点から 撮影された。」「バート・ハルツブルク(ニーダーザクセン州)においては、しかし、その間に、ヴェル ナー・フォン・ジーメンス・ギムナージウムにおける統合クラスも存在し、そこでは4人の障がいのあ る子どもが共通に普通のクラス連合において一緒に授業を受けている。この学校は、2007年に、雑誌 UNICUM の統合の領域における『年間最優秀学校(Schule des Jahres)』賞を受け取った。」で

#### おわりに

本稿では、基本法第3条第3項第2文の制定過程とそれに関連する最初の連邦憲法裁判所の判決に触れ、ドイツにおける障がい者の特別支援教育についても見ることができた。が、ドイツにおいても、統合教育、共通の授業などが各州の学校法で規定されているにもかかわらず、現在でもなお、障がい者の特別支援学校への編入措置が、裁判で争われている。ニーダーザクセン州についていえば、1993年にその学校法第4条で、「統合」が規定され、普通学校での統合クラスによる共通の授業が原則とされたのであるが、例外としての特別支援学校への編入措置が行われているようである。ニーダーザクセン州における特別支援教育の支援ニーズの判定手続については、州文部省の命令で定められていることに触れたが、それをもう少し詳しく見ることや、その他の制度、たとえば移動サービス等については、今後の課題としたい。

わが国における就学指導の問題も関係してくるが、特別支援学校のセンター的機能に関しても、人員、予算の裏付けがなく、ドイツにおける問題と重なるものがある。最後に、よく引用されるリヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー元大統領の言葉を記しておこう。これは、1993 年 7 月 1 日、障がい者のための援助連邦事業団体会議の開会式での演説<sup>71</sup> の中の一文である。

「異なっているということは、ノーマルである ("Es ist normal, verschieden zu sein.")。」

#### 注

1 この間に採択された人権条約については、玉村公仁彦・中村尚子『障害者権利条約と教育』2008 年、15 頁以下。日本弁護士連合会人権擁護委員会編『障害のある人の人権と差別禁止法』2002 年、18 頁以下。ここにとりあげられるべき条約には、まず 1966 年の国際人権規約、A 規約(「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」)、B 規約(「市民的及び政治的権利に関する国際規約」)があり、個別的な差別の撤廃をめざした 1965 年の人種差別撤廃条約、1979 年の女性差別撤廃条約があり、特定の分野の差別の撤廃を目的とするものに、1958

年 ILO(国際労働機関)の雇用及び職業における差別に関する条約、1960 年のユネスコ(国際連合教育科学文 化機関)の教育における差別の禁止に関する条約がある。さらに 1989 年の子どもの権利条約もあげられる。本 稿と関連する障がい者の分野においては、障がい者の「完全参加と平等」を求める流れにおいて、1971年の 「精神遅滞者権利宣言」、1975年の「障がい者権利宣言」、「完全参加と平等」をテーマとする 1981年の国際障が い者年の設定、1982年の「障がい者に関する世界行動計画」、1983年から国連「障がい者の10年」が始まり、 終了後の 1993 年には「障がい者の機会均等化に関する基準規則」が採択された。この間に世界にも大きな影響 を及ぼしたアメリカの 1990 年の「障がいをもつアメリカ人法 (ADA)」が成立し、「障害に基づく差別の明確で 包括的な禁止を確立する」(斎藤明子訳『アメリカ障害者法(全訳・原文)』1991年、3頁)法律である。フラン ス (1990年)、オーストラリア (1992年)、イギリス (1995年) でも障がい者差別禁止法が成立している。地域 的な取り組みとして、「アジア太平洋障がい者の 10 年」が「国連・障がい者の 10 年」を継続することで 1993 年 に始まり、これは現在第2期に入り、「新アジア太平洋障がい者の10年」(2003-2012年)が続けられている。 さらに、障がい者問題へのアプローチは、1999年の「障がいのある人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関 する米州条約」の採択、同年のスウェーデンの「障がい者の労働生活における差別の禁止に関する法律」の成立、 2000年の欧州連合の「就業及び職業における平等待遇の実現のための一般的枠組みを定めるための理事会指令」 により障がいを理由とした雇用上の差別を禁止した(斎藤純子「ドイツにおける EU 平等待遇指令の国内法化と 一般平等待遇法の制定」『外国の立法』230(2006年)、93頁)。このような世界における障がい者の人権保障の 流れの中で、障がい者権利条約が結実していくのである。外務省の障害者権利条約採択の経緯には、「障害者問 題を巡る国際的な動き(年表)」、1950~2008 年までのものが付されている。http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ jinken/shogaisha.html

- 2 内閣府共生社会政策統括室における詳細な調査研究が「条約の締結に向けて、国内法制度の整備等について検討していくに当たり、海外における障害者の権利の保護等に係わる関係法制度の状況を調査、把握及び検証する」ために行われた。2008年12月22日から2009年3月27までの調査期間で、その報告書「平成20年度障害者の社会参加推進等に関する国際比較調査」が出されている。http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h20kokusai/index.html
- 3 Michael Sachs, Das Grundrecht der Behinderten aus Art. 3 Abs. 3 Satz 2 GG, in: Recht der Jugend und des Bildungswesens, 1996, S. 155.
- 4 A. a. O., S. 155. 基本法第 117 条第 1 項「第 3 条第 2 項に反する法は、基本法のこの規定に適合するまでの間、 効力を継続する。ただし、遅くとも 1953 年 3 月 31 日までとする。」この規定にもかかわらず、両性の平等に反する法が存続していたということである。
- 5 A. a. O., S. 155. 1980 年のフランクフルト地方裁判所の判決、いわゆる「フランクフルト障がい者判決」である。NJW 1980, 1169 f. 12 年後には、同じ旅行不備の問題について障がい者の関わった、いわゆる「フレンスブルク障がい者判決」があるが、両者の旅行業者へのディスカウントの宣告は、50%のフランクフルト障がい者判決から 10%のフレンスブルク障がい者判決へと軽減された。
- 6 A. a. O., S. 155 f. この反差別立法は、「障がいをもつアメリカ人法(American with Disabilities Act=ADA)」である。「障がい者差別禁止法」として扱うものに、九州弁護士会連合会・大分県弁護士会『障害者の権利と法的諸問題 障害者自立支援法を中心に』2008 年、164 頁以下。「これはアメリカにおける 1973 年のリハビリテーション法 504 条の差別禁止を連邦政府機関やその一定以上の補助金を受けている企業に限定せず、州や民間企業にまで適用を拡大したものである。内容は、障害者への差別を禁止するというだけではなく、社会に対し公正・平等な扱いを求める権利を具体化し、分野ごとに差別を類型化し、詳細な解釈規定を置き、救済措置も細かく規定したものであった。リハビリテーション法では、リハビリが主であり、障害者の差別禁止が従であったものが、ADA 法では障害者差別禁止が主となった。ADA 法は障害者にではなく、社会に対するリハビリを主目的としているともいわれる。」
- 7 A. a. O., S. 156; Anm. 17. 草案での言及は、第 23 条第 1 項第 2 文:公共団体(Gemeinwesen)は「障がいを配慮する」、第 23 条第 2 項「すべての市民は、…障がいの…結果に対する社会的保障を求める権利を有する」、第 25 条第 2 項第 2 文「国家は、とくに障がい者に応じた(behindertengerecht)住宅の建設を助成する義務がある。」においてなされている。また、草案の第 40 条第 1 項は、「憲法がこのことを定めている限りでは」第三者

効力の命令を有している(A. a. O., S. 156, Anm. 18)。

- 8 A. a. O., S. 156 f.
- 9 A. a. O., S. 157 f.
- 10 Gunther Jürgens, Die verfassungsrechtliche Stellung Behinderter nach Änderung des Grundgesetzes, in: Zeitschrift für Sozialhilfe und Sozialgesetzbuch (ZfSH / SGB), Juli 1995, Heft 7, S. 353 ff.
- 11 A. a. O. (Anm. 3), S. 158 ff.
- 12 Dieter C. Umbach, Art. 3 III 2, in: Dieter C. Umbach, Thomas Clemens (Hrsg.), Grundgesetz Mitarbeiterkommentar und Handbuch, Bd. I, 2002, S. 341, Rdnr. 372.
- 13 A. a. O., Rdnr. 373. しかし、ここでは、ノルトライン・ヴェストファーレン州憲法第4条第1項が誤って掲 げられている。Verfassungen der deutschen Bundesländer, 8. Aufl., 2005, Beck-Texte im dtv, Stand 1. November 2004.; BaWüVerf Art. 2 a [Gleichstellung Behinderter] "Niemand darf wegen seiner Behinderung benachteiligt werden."; BayVerf Art. 118 a [Gleichstellung Behinderter] "Menschen mit Behinderungen dürfen nicht benachteiligt werden. Der Staat setzt sich für gleichwertige Lebensbedingungen von Menschen mit und ohne Behinderung ein."; BerlVerf Art.11 [Gleichstellung Behinderter] "Menschen mit Behinderungen dürfen nicht benachteiligt werden. Das Land ist verpflichtet, für die gleichwertigen Lebensbedingungen von Menschen mit und ohne Behinderung zu sorgen."; BbgVerf Art. 12 [Gleichheit] Abs. 2 "Niemand darf wegen seiner Rasse, Abstammung, Nationalität, Sprache, seines Geschlechts, seiner sexuellen Identität, seiner sozialen Herkunft oder Stellung, seiner Behinderung, seiner religiösen, weltanschaulichen oder politischen Überzeugung bevorzugt oder banachteiligt werden.", Art. 45 [Soziale Sicherung] Abs. 1 "Das Land ist verpflichtet, im Rahmen seiner Kräfte für die Verwirklichung des Rechts auf soziale Sicherung bei Krankheit, Unfall, Invalidität, Behinderung, Pflegebedürftigkeit und im Alter zu sorgen. Soziale Sicherung soll eine menschenwürdige und eigenverantwortliche Lebensgestaltung ermöglichen.", Abs. 3 "Errichtung und Unterhaltung von Einrichtungen für die Beratung, Betreuung und Pflege im Alter, bei Krankheit, Behinderung, Invalidität und Pflegebedürftigkeit sowie für andere soziale und karitative Zwecke sind staatlich zu fordern, unabhängig von ihrer Trägerschaft. In Heimen stehen den Bewohnern Mitentscheidungsrechte zu."; BremVerf Art. 2 [Gleichheit] Abs. 3 "Niemand darf wegen seiner Behinderung benachteiligt werden. Menschen mit Behinderung stehen unter dem besonderen Schutz des Staates. Der Staat fördert ihre gleichwertige Teilnahme am Leben in der Gemeinschaft und wirkt auf die Berechtigung bestehender Nachteile hin."; M- VVerf Art. 17 [Arbeit, Wirtschaft und Soziales] Abs. 2 "Land, Gemeinden und Kreise gewähren alten und behinderten Menschen besonderen Schutz. Soziale Hilfe und Fürsorge dienen dem Ziel, das Leben gleichberechtigt und eigenverantwortlich zu gestalten."; NdsVerf Art 3[Grundrechte] Abs. 3 Satz 2 "Niemand darf wegen seiner Behinderung benachteiligt werden." RhPfVerf Art. 64 [Behinderte] "Das Land, die Gemeinden und Gemeindeverbände schützen behinderte Menschen vor Benachteiligung und wirken auf ihre Integration und die Gleichwertigkeit ihrer Lebensbedingungen hin."; SaarlVerf Art.12 [Gleichheit] Abs. 4 "Niemand darf wegen seiner Behinderung benachteiligt werden."; Sächs Verf Art. 7 [Menschenwürde, Alte, Behinderte] Abs. 2 "Das Land bekennt sich zur Verpflichtung der Gemeinschaft, alte und behinderte Menschen zu unterstützen und auf die Gleichwertigkeit ihrer Lebensbedingungen hinzuwirken."; VerfLSA Art. 38 [Älere Menschen, Menschen mit Behinderung] "Ältere Menschen und Menschen mit Behinderung stehen unter dem besonderen Schutz des Landes. Das Land fördert ihre gleichwertige Teilnahme am Leben in der Gemeinschaft."; ThürVerf Art 2 [Gleichheit] Abs. 4 "Menschen mit Behinderung stehen unter dem besonderen Schutz des Freistaats. Das Land und seine Gebietskörperschaften fördern ihre gleichwertige Teilnahme am Leben in der Gemeinschaft."
- 14 Dieter C. Umbach, a. a. O. (注 12), S. 342, Rdnr. 374.
- 15 Abs. 3 "The State shall care for the health of citizens and shall adopt special measures for the protection of youth, old age, disability and for the relief of the needy." (http://translate.google.co.jp/translate?hl=ja&sl=en&tl=ja&u=http%3A%2F%2Fwww.hri.org%2FMFA%2Fsyntagma%2F&anno=2); "(3) The State shall be concerned with the health of the citizens and shall take special measures for the protection of youth, old age, cripples, and those who

#### ドイツ基本法第3条第3項第2文について

- are destitute." (http://www.cecl.gr/RigasNetwork/databank/Constitutions/Greece.html). Abs. 2 "Families with many children, disabled war and peace-time veterans, war victims, widows and orphans, as well as persons suffering from incurable bodily or mental ailments are entitled to the special care of the State." (http://www.hri.org/docs/syntagma/artcl25.html#A21). ここでは、「不治の身体的・知的疾病にかかっている人」に対する国家の特別の配慮が規定されている。Gunther Jürgens, a. a. O. (注 10), S. 353.
- 16 Art. 71 (Disabled citizens) Abs. 1 "Citizens with physical or mental disabilities shall fully enjoy the rights and shall be subject to the duties enshrined in this Constitution, save the exercise or fulfillment of those for which their condition renders them unfit." (http://www.tribunalconstitucional.pt/tc/conteudo/files/constituicaoingles.pdf). Gunther Jürgens, a. a. O. (注 10), S. 353 では、「第1項で、身体的及び知的に障害のある市民は、原則的に憲法の規定されたすべての権利と義務を有することを明示的に認め、第2項では、国家が障がい者の配慮及び取扱、リハビリテーション及び社会復帰の政策を追求することを義務付けられる」と指摘される。
- 17 Art. 49 (Handicapped) "The public authorities shall implement a policy of prevention, treatment, rehabilitation, and integration of those who are physically, sensorially, or mentally handicapped, who shall be given the special attention which they require and be afforded special protection for the enjoyment of the rights which this Title grants to all citizens." (http://www.servat.unibe.ch/icl/sp00000 .html).
- 18 Art. 47 "The state will promote a policy of planning, rehabilitation, and social integration for those who are physically, emotionally, or psychologically handicapped and will provide the specialized attention that they need." (http://confinder.richmond.edu/admin/docs/colombia const 2.pdf).
- 19 Art. 15 Abs. 1 "Every individual is equal before and under the law and has the right to the equal protection and equal benefit of the law without discrimination and, in particular, without discrimination based on race, national or ethnic origin, colour, religion, sex, age or mental or physical disability."
  - Abs. 2 "Subsection (1) does not preclude any law, program or activity that has as its object the amelioration of conditions of disadvantaged individuals or groups including those that are disadvantaged because of race, national or ethnic origin, colour, religion, sex, age or mental or physical disability." (http://laws.justice.gc.ca/eng/Const/9. html#anchorsc:7-bo-ga:l\_I-gb:s\_15). Gunther Jürgens, a. a. O. (注 10), S. 354 では、「1982 年の新カナダ憲法は、基本権憲章第 15 条第 1 項において、一般的平等原則のほかに、とりわけ知的または身体的障がいに基づくすべての差別の禁止を含んでおり、その場合に障がい者の生活条件の改善を目的とする措置は、差別禁止と矛盾しない。」と述べている。
- 20 Gunther Jügens, a. a. O. (注 10), S. 354.
- 21 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 1. (http://www.bverfg.de/entscheidungen/rs19971008\_1bvr 000997.html). BVerfGE 96, 288 Integrative Beschulung (http://www.servat.unibe.ch/dfr/bv 096288.html) ここでも、判決文を見ることができる。Beschluß des Ersten Senats vom 8. Oktober 1997 1 BvR 9/97 -.
- 22 BVerfGE 96, 288 Integrative Beschulung (http://www.servat.unibe.ch/dfr/bv096288.html) .
- 23 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 15.
- 24 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 16.
- 25 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 17.
- 26 この間の経緯については、別稿で扱う予定である。
- 27 Hans Eberwein, Vorbemerkungen (http://www.gew-berlin.de/2089.htm), 1988, S.3 ff.
- 28 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 49.
- 29 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 50 f.
- 30 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 52.
- 31 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 54.
- 32 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 55 f.
- 33 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 57.
- 34 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 58.
- 35 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 59.

- 36 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 60.
- 37 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 61.
- 38 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 61 f.
- 39 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 63.
- 40 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 63.
- 41 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 65.
- 42 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 66 f.
- 43 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 67.
- 44 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 73.
- 45 Hans Eberwein, a. a. O. (27), S. 1. これは、1998 年 10 月に、教員組合ベルリーン州連盟(Gewerkschaft, Erziehung und Wissenschaft, Landesverband Berlin)の URL、Information に掲載されたものである。以下の本文は、この序論による。
- 46 この部分は、社会国家原理(基本法第 20 条第 1 項)との関連で論じられる。また、防御権としての基本権と配分請求権としての基本権の関係でも問題とされる。たとえば、Peter Mrozynski, Juristische Anmerkungen zum ersten Urteil des Bundesverfassungsgerichts zur Auslegung des Benachteiligungsverbotes, in: Gemeinsam leben Zeitschrift für Erziehung (1-1998) (http://bidok.uibk.ac.at/library/gl1-98-benachtei- ligung.html). なお、先に見た判決文の⑦と⑯が関係している。
- 47 Behindertenverband Interessenvertretung 'Selbstbestimmt Leben' Deutschland e. V.- ISL Kassel, den 29. Oktober 1997. Presseerklärung. Breite Empoerung gegen das Verfassungsgerichtsurteil zur schulischen Integration Behinderter, in: Arbeitsgemeinschaft der Hauptschwerbehindertenvertretungen und Schwerbehindertenvertretungen der obersten Landesbehörden Nordrhein-Westfalen (AGSV NRW), Reaktion auf das Urteil zur Integrativen Schule. (http://www.agsv.nrw.de/recht/urteile/ReaktUrteilIntegratSchule.html).
- 48 1997 / Eine das Grundrecht verletzende Aussonderung. EIFER zum Beschluss des BVerfG vom 08. 10. 1997 (http://www.k1-mediendesign.de/eifer/druckversion.php?kat=8&id=219). EIFER = Elterninitiative zur Integration und Förderung entwicklungsverzögerter Kinder.
- 49 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 9 14. ニーダーザクセン州学校法は、http://www.schure.de/nschg/nschg/nschg.htm 及び http://www.herbartgymnasium.de/angebot/vlap/recht/nschg.pdf にある。連邦憲法裁判所の決定後、1998 年 3 月 3 日の改正法律が発効している。
- 50 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8.10.1997, Absatz-Nr. 9. しかし、改正法律では、"Schülerinnen und Schüler, die einer sonderpädagogischen Förderung bedürfen (§ 14 Abs. 1 Satz 1), sollen an allen Schulen gemeinsam mit anderen Schülerinnen und Schülern erzogen und unterrichtet werden, wenn auf diese Weise dem individuellen Förderbedarf der Schülerinnen und Schüler entsprochen werden kann und soweit es die organisatorischen, personellen und sächlichen Gegebenheiten erlauben." (http://www.schure.de/nschg/nschg/nschg1.htm) であり、第2項ではなくて、第1項の変更であるが、内容は同じである。
- 51 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 10. 改正法では、第 5 条は、"als allgemeinbildende Schulen: a) die Grundschule, b) die Hauptschule, c) die Realschule, d) das Gymnasium, e) die Gesamtschule, f) das Abendgymnasium, g) das Kolleg, h) die Förderschule"となっており、判決引用の「i) Sonderschule」が「h) Förderschule」に改められた。
- 52 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 11. 改正法では、第 14 条の表題が特別学校(Sonderschule)から特別支援学校(Förderschule)に変更され、条文も "(1) <sup>1</sup> In der Förderschule werden Schülerinnen und Schüler unterrichtet und erzogen, die in ihren Entwicklungs-, Lern- und Bildungsmöglichkeiten so eingeschränkt sind, dass sie sonderpädagogische Förderung benötigen und diese nicht (gemäß § 4) in einer Schule einer anderen Schulform erhalten können. <sup>2</sup> Sonderpädagogischer Förderbedarf kann in folgenden Bereichen festgestellt werden: Lernen, emotionale und soziale Entwicklung, Sprache, geistige Entwicklung, motorische und körperliche Entwicklung, Sehen und Hören. <sup>3</sup> An der Förderschule können Abschlüsse der allgemein bildenden Schulen erworben werden. (2) In der Förderschule können Schülerinnen und Schüler aller Schuljahrgänge unterrichtet

- werden. (3) In einer Förderschule können Schülerinnen und Schüler mit unterschiedlichen Beeinträchtigungen auch gemeinsam unterrichtet werden, wenn dadurch eine bessere Förderung zu erwarten ist. (4) Die Förderschule ist zugleich Sonderpädagogisches Förderzentrum für Unterricht und Erziehung von Schülerinnen und Schülern mit sonderpädagogischem Förderbedarf, die andere Schulen besuchen. Das Sonderpädagogische Förderzentrum unterstützt die schulische Integration von Schülerinnen und Schülern mit Förderbedarf." となっている。
- 53 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 12. 本文の第4項、第5項が改正法ではそれぞれ第3項、第4項になっている。"(3) Im 1. bis 10. Schuljahrgang der allgemeinbildenden Schulen können Integrationsklassen eingerichtet werden, in denen Schülerinnen und Schüler, die einer sonderpädagogischen Förderung bedürfen (§ 14 Abs. 1 Satz 1), gemeinsam mit anderen Schülerinnen und Schülern unterrichtet werden und in denen die Leistungsanforderungen der unterschiedlichen Lernfähigkeit der Schülerinnen und Schüler entsprechen. (4) <sup>1</sup> Eine besondere Organisation nach den Absätzen 1 bis 3 bedarf der Genehmigung der Schulbehörde. <sup>2</sup> Die Genehmigung wird auf Antrag des Schulträgers oder der Schule oder des Schulelternrats erteilt, wenn ein geeignetes pädagogisches Konzept vorliegt und die organisatorischen, personellen und sächlichen Voraussetzungen geschaffen sind. <sup>3</sup> Ein Antrag der Schule kann nur im Einvernehmen mit dem Schulträger gestellt werden."
- 54 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 13. この規定も第 14 条の改正に伴う部分の改正だけで、規定内容は同じである。 "(1) ¹ Schülerinnen und Schüler mit einem sonderpädagogischen Förderbedarf (§ 14 Abs. 1 Satz 1) sind zum Besuch der für sie geeigneten Förderschule verpflichtet. ² Eine Verpflichtung zum Besuch der Förderschule besteht nicht, wenn die notwendige Förderung in einer Schule einer anderen Schulform gewährleistet ist. (2) ¹ Die Schulbehörde entscheidet, ob die Verpflichtung nach Absatz 1 besteht und welche Schule zu besuchen ist. ² Die Schulbehörde kann mit Zustimmung der Erziehungsberechtigten auch entscheiden, dass Schülerinnen und Schüler mit geistigen Behinderungen eine anerkannte Tagesbildungsstätte zu besuchen haben, wenn der Träger der Tagesbildungsstätte zugestimmt hat."
- 55 BVerfG, 1 BvR 9/97 vom 8. 10. 1997, Absatz-Nr. 14. Peter Wachtel, Die Feststellung eines Sonderpädagogischen Förderbedarfs. Von der Sonderschulebedürftigkeit zum Sonderpädagogischen Förderbedarf. (http://www.nibis.de/~infosos/foerderbedarf-entwicklung.htm) によれば、この特別支援教育の支援に関する命令は、学校改革や学校監督局の解散、教育庁と学校との役割分担の新規定による改正が必要となり、1997 年 11 月 1 日に特別支援教育の支援ニーズの確定についての命令によって引き継がれた。
- 56 2008 / Was wird Eltern zugemutet? EIFER-Beitrag zur Fachkonferenz der Bildungsregion Göttingen. Am 5. 3. 2008 zum Stand gemeinsamer Unterrichtung behinderter und nicht behinderter Kinder in der SEK I: (http://www.kl-mediendesign.de/eifer/cms.php?new\_kat=8&artikel\_id=none&PHPSESSID=f4029632e8637e734d85d17585bfbaa7)
- 57 A. a. O. (注 56)
- 58 A. a. O. (注 56)
- 59 EIFER-Beitrag, 1997/Integration hat Zukunft ?! Stand und Perspektiven schulischer Integration in Niedersachsen. (http://www.k1-mediendesign.de/eifer/cms.php?new\_kat=8&artikel\_id=69); NJW 1997, S. 1063:「基本法第 3 条第 3 項第 2 文に照らして、このような原則例外関係から、法適用者に対しては、法律上の原則から逸脱しようとするならば、より高度の理由づけの義務が結果として生じる。」と述べている。
- 60 Annegret König, Helmut-Joachim König, Wirkung und Bedeutung des Bundesverfassungsgerichtsbeschlusses vom 08. 10. 1997 BvR 9/97 für Eltern und Elterninitiativen gegen Aussonderung, Gemeinsam leben Zeitschrift für integrative Erziehung (1/1998), (http://bidok.uibk.ac.at/library/gl1-98-wirkung.html).
- 61 A. a. O. (注 60)
- 62 http://de.wikipedia.org/wiki/Schulische\_Integration
- 63 A. a. O. (注 62)
- 64 A. a. O. (注 62)
- 65 Gemeinsamer Unterricht in Niedersachsen. Entwicklung und Hindernisse. (http://www.k1-mediendesign.de/eifer/cms.php?new kat=35&artikel id=59)
- 66 A. a. O. (注 62)

- 67 A. a. O. (注 65)
- 68 A. a. O. (注 65)
- 69 A. a. O. (注 65)
- 70 A. a. O. (注 65)
- 71 http://www.bundespraesident.de/Reden-und-Interviews/Reden-Richard-von-Weizsaecker-,12166.650868/Ansprache-von-Bundespraesident.htm?global.back=/Reden-und-Interviews/-%2C12166%2C0/Reden-Richard-von-Weizsaecker. htm%3Flink%3Dbpr\_liste. この引用文に関連して、これはあてはまらず、「ニーダーザクセン州においては、障がいのある生徒にとって次の意見があてはまる。すなわち、違っていることは、事例の98%、ノーマルな教育へのアクセスを不可能にする。」 vgl. A. a. O. (注 56)